

### 3 歴代国保連合会役員並びに事務局長

年次	理事長		副理事長		常務理事		参 与		事務局長	
昭22										
23	服部 岩吉 滋賀県知事	S23.6 ~ S30.6	笹川 泰広 天津市長	S23.6 ~ S26.11	忠田 兵造	S23.6 ~ S24.3	竹下 定 滋賀県保険課長	S23.6 ~ S28.3		
24					森野 茂祐	S24.4 ~ S26.6				
25										
26			成田 篤三 天津市長	S26.11 ~ S27.5	佐治 誠吉 天津市長	S26.6 ~ S27.9				
27			笹川 泰広 天津市長	S27.5 ~ S28.3	上原 茂次 天津市長	S27.9 ~ S30.6				
28			安堂 誠一	S28.4 ~ S30.6			秀平 香 滋賀県保険課長	S28.4 ~ S30.6		
29										
30	森 幸太郎 滋賀県知事	S30.6 ~ S34.4	上原 茂次 天津市長	S30.6 ~ S39.10	今井 政右衛門 守山町長	S30.6 ~ S33.4	池田 舜一 滋賀県保険課長	S30.6 ~ S34.3		
31										
32										
33					山脇 勘治 能登川町長	S33.4 ~ S36.3			確本 久義	S33.4 ~ S36.3
34	谷口 久次郎 滋賀県知事	S34.5 ~ S41.12					高木 三好 滋賀県保険課長	S34.3 ~ S36.3		
35										
36					西岡 章吉 信楽町長	S36.4 ~ S39.7			三宅 金太郎	S36.4 ~ S50.3
37							三宅 金太郎	S37.8 ~ S50.3	(兼) 三宅 金太郎	S37.8 ~ S50.3
38										
39			西田 善一 天津市長	S39.10 ~ S48.7	樋口 恒男 浅井町長	S39.8 ~ S44.7				
40										
41	野崎 欣一郎 滋賀県知事	S41.12 ~ S50.7								
42										
43										
44					早田 昌二 今津町長	S44.8 ~ S50.7				
45										
46										
47										
48			井伊 直愛 彦根市長	S48.8 ~ S56.7						
49										
50	武村 正義 滋賀県知事	S50.8 ~ S62.7			宇野 勝 野洲町長	S50.8 ~ S62.7	名小路 三郎	S50.4 ~ S59.3	(兼) 名小路 三郎	S50.4 ~ S53.4
51										
52										
53									藤澤 新一	S53.4 ~ S56.4
54										
55										
56			山田 豊三郎 天津市長	S56.8 ~ S62.7					池村 三良	S56.4 ~ H6.10
57										
58										
59							中川 寅吉	S59.4 ~ S62.7		

年次	理事長		副理事長			常務理事		参 与		事務局長	
60											
61											
62	山田 豊三郎 大津市長	S62.8 ~H15.12	宇野 勝 野洲町長	S62.8 ~H7.7	品矢 静雄	S62.8 ~H3.7	(兼)品矢 静雄	S62.8 ~H3.7			
63											
平元											
2											
3					中村 次男	H38 ~H7.7	(兼)中村 次男	H38 ~H7.7		(理事兼務) 池村 三良	H38 ~H6.10
4											
5											
6										飛田 幸男	H6.11 ~H9.12
7			山川 茂 大音 忠行 米原 町長 高月 町長	H7.8 ~H7.12 H7.12 ~H9.7	赤井 竹雄	H7.8 ~H13.3	(兼)赤井 竹雄	H7.8 ~H13.3			
8											
9			杉森 一夫 信楽町長	H9.8 ~H13.1							
10										中尾 二郎	H10.1 ~H11.3
11										飛田 幸男	H11.4 ~H14.3
12											
13			北村 又郎 高月町長	H13.1 ~H20.3	土井 典彦	H13.4 ~H16.9	(兼)土井 典彦	H13.4 ~H16.9			
14									飛田 幸男	H14.4 ~H17.7	中西 克武 H14.4 ~H15.3
15			北村 又郎 (理事長職務 代理者兼務)	H15.12 ~H16.2						(事務取扱) 飛田 幸男	H15.4 ~H19.3
16	中村 功一 八日市市長	H16.2 ~H21.2							(常務理事職 務代行者) 飛田 幸男	H16.9 ~H17.3	
17			北村 又郎 (理事長職務 代理者兼務)	H17.2 ~H17.3	浅田 博之	H17.4 ~H21.7	(兼)浅田 博之 飛田 幸男	H17.4 ~H17.7 H17.8 ~H19.7			
18											
19							(兼)浅田 博之	H19.8 ~H21.7		岡村 謙平	H19.4 ~H20.3
20			熊谷 定義 西浅井町長	H20.3 ~H22.2					岡村 謙平	H20.4 ~H21.7	万木 英夫 H20.4 ~H21.3
21	山田 亘宏 守山市長	H21.2 ~H23.2			上原 正男	H21.8 ~H27.7	岡村 謙平	H21.8 ~H23.7		八田 公信	H21.4 ~H28.3
22			藤澤 直広 日野町長	H22.2 ~							
23	獅山 向洋 彦根市長	H23.2 ~H25.7					(兼)上原 正男	H23.8 ~H27.7	万木 英夫	H23.8 ~H24.7	
24											
25	中嶋 武嗣 甲賀市長	H25.8 ~H28.10	藤澤 直広 (理事長職務 代理者兼務)	H25.5 ~H25.7							
26											
27					多胡 豊章	H27.8 ~	(兼)多胡 豊章	H27.8 ~			
28			藤澤 直広 (理事長職務 代理者兼務)	H28.10 ~H29.2					八田 公信	H28.4 ~H30.3	田中 稔 H28.4 ~H30.3
29	谷畑 英吾 湖南市長	H29.2 ~									
30									田中 稔	H30.4 ~	井口 嘉孝 H30.4 ~



## あ と が き

国民健康保険法が施行されて80年という節目を迎えました。

80年という長い歴史の中で、制度の安定的な運営をめざし、数多の困難に直面しつつも、知恵と努力で乗り越えられた先輩諸氏におかれては、輝かしい軌跡を残されております。

これらの業績を記念すべく、昭和29年法施行15周年記念誌「滋賀県国民健康保険概要」が刊行され、昭和39年法施行25周年記念誌「滋賀県国保のあゆみ」、平成元年法施行50周年記念誌、平成11年法施行60周年記念誌、平成21年に法施行70周年記念誌が刊行されてきました。

この10年は、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするための大きな改革が進められた時代でした。平成20年には、後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の高齢者が加入する医療制度が設立され、さらに生活習慣病予防の観点から特定健康診査および特定保健指導がスタートいたしました。

国保においては、平成22年に、国保法改正により市町村国保の運営に関し、都道府県単位による広域化を推進することを目的に、都道府県に広域化等支援方針が策定されました。平成24年から25年にかけて、社会保障制度改革国民会議において審議され、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。

また、医療・介護分野におけるICT化が急速に進められたことは特筆すべき点です。データに基づいた事業展開が可能となり、被保険者の健康増進や医療費の適正化等に資するものと大きな期待が寄せられています。

現在、少子高齢化が進む中で、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた社会保障について議論が始まっていますが、社会構造が大きく変化していく中、今後も引き続き国保を堅持していくための不断の努力が必要となってまいります。

この記念誌の編集にあたり、ご多用にも関わりませぬご寄稿をいただきました方々を始め、関係各方面の皆様に対し、厚くお礼と感謝を申し上げます。今後とも、国民健康保険に対しまして、引き続きご指導、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

滋賀県国民健康保険団体連合会

事務局長 井 口 嘉 孝

発行 平成 31 年 2 月 1 日

共編 滋 賀 県  
市 町  
滋賀県国民健康保険団体連合会

発行 滋賀県国民健康保険団体連合会  
大津市中央四丁目 5 - 9  
電 話 077 - 522 - 2651(代)

印刷所 アイ ン ズ 株 式 会 社  
滋賀県蒲生郡竜王町鏡 2291 - 3  
電 話 0748 - 58 - 8101(代)